

265-2327
平成23年3月3日

様

宮崎県農政水産部長

口蹄疫を疑う症状の通報の遅れについて（嚴重注意）

貴社が経営する（口蹄疫発生7例目）については、平成22年4月22日に十数頭に流涎やびらんを確認したにもかかわらず、家畜保健衛生所に通報せず、24日朝、家畜保健衛生所から疫学関連で連絡を受けた際、初めて異常牛の通報を行っている。

このことは、近隣農場で口蹄疫が発生し、畜産関係者はもとより、地域全体が口蹄疫のまん延防止に取り組んでいる最中であって、畜産業界への信頼を損なう行為であり、知事の命により嚴重に注意する。

については、今後このような事態を生じさせないよう、下記により対応されたい。

記

- 1 家畜伝染病のまん延を防止するため、「早期発見・早期通報」は重要であることから、役員及び従業員等の家畜伝染病に関する知識と危機管理意識を早急に向上させる方策を講ずるとともに、家畜伝染病を未然に防止し、また万一発生した場合には、早期発見・早期通報が可能な体制を構築するための方策を講ずること。
- 2 1に基づき講じた措置について、平成23年3月17日までに報告書を提出すること。
なお、改善状況については、立入調査等により確認する場合があるので、留意されたい。

（文書取扱 畜産課）